



5足総副ガ収第135号
令和5年11月16日

足立区監査委員 様

足立区長 近藤 やよい

令和5年度定期監査（第一期）結果報告書の
指摘事項に対する措置事項について（回答）

令和5年8月25日付5足監発第827号により提出された令和5年度定期監査（第一期）結果報告書の指摘事項に対して、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知いたします。

記

- 1 指摘事項
契約事務の適正な執行について〈財政課〉
- 2 措置内容
別紙「令和5年度 定期監査（第一期）結果報告・措置事項」のとおり

【担当】

ガバナンス担当部ガバナンス担当課
内線1351

令和5年度 定期監査（第一期）結果報告・措置事項

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
<p>契約事務の適正な執行について</p> <p>予定価格が30万円以上の印刷製本契約については、契約事務規則第3条第2項により契約事務を処理する権限が主管課の部長等に委任されていないことから、契約課契約とすることになっている。</p> <p>ところで、財政課の契約事務を監査したところ、次のような契約事務の基本から外れた行為が行われていた。</p> <p>「令和4年度足立区各会計補正予算・説明書の印刷・製本（3月補正分）」（予定価格233,310円）、「令和5年度足立区各会計予算・説明書の印刷・製本」（予定価格288,288円）の2件について、財政課では別個の契約として主管課契約を行っていた。しかし、両契約の契約請求決定日、契約決定日、契約期間及び契約受託業者はすべて同一であり、仕様内容にも大きな違いがないことから、2件の予定価格を合計した521,598円の1件の契約として認識し、契約課へ契約請求すべきものであった。</p> <p>こうした取り扱いは、地方自治法、契約事務規則等に照らして不適切な事務処理であり、今後このような事務の執行が繰り返されることがないように必要な改善措置を講じられたい。</p> <p style="text-align: right;">＜財政課＞</p>	<p>契約事務の適正な執行について</p> <p>1 事実関係</p> <p>(1) 「令和4年度足立区各会計補正予算・説明書の印刷・製本（3月補正分）」「令和5年度足立区各会計予算・説明書の印刷・製本」について、ペーパーレスの観点から作成部数が半減となること等、前年度からの変更点について仕様書に記載のうえ、5社へ見積もりを依頼したところ、複数の事業者から「当初予算分、もしくは3月補正分一方のみの作成でもスケジュール的に困難」との回答がありました。</p> <p>(2) この結果から、課としては、1件の契約とすることは困難であると考え、別契約との判断を行いました。</p> <p>2 原因</p> <p>(1) 契約請求決定日、契約決定日、契約期間が同一であり、仕様内容にも大きな違いがなかった本件に関しては、2件を合計した521,598円を1契約とし、契約課へ契約請求すべきであったという点について、課長及び文書取扱主任（庶務担当係長）が2件の契約請求決定書決裁時に、両方の予定価格や仕様書に記載している契約から納品までのスケジュール等を突合せて確認をしていなかったため、1件の契約とすべきことを見落としてしまいました。</p> <p>(2) 契約請求時に、仕様書の作成や納品までのスケジュール、取り寄せた見積書等について、課長、文書取扱主任、担当者の情報共有ができていませんでした。</p>

令和5年度 定期監査（第一期）結果報告・措置事項

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
	<p>3 改善措置・再発防止策</p> <p>(1) 今回の指摘を受け、3月補正と当初予算の予算説明書印刷は、今後1件の契約とすべきと判断しました。</p> <p>仕様書に記載するスケジュールについて、出来る限り期間を確保する等工夫したうえで、事業者から事前に聞き取りを行い、1件の契約として実施可能な事業者に見積依頼し、契約課に契約請求していきます。</p> <p>(2) 契約事務について、毎朝実施している課内ミーティングにて、ミス防止研修資料や間違い事例集、契約マニュアルを使い、課職員全員で契約事務の流れ等を再確認していきます。</p> <p>(3) 契約前に、担当者は必ず文書取扱主任と相談しながら契約依頼を行い、納品日等のスケジュール確認については、担当者とともに課長と文書取扱主任も行っていきます。</p> <p style="text-align: right;">< 財政課 ></p>